

平成18年9月15日  
関東財務局

### 貸金業者に対する行政処分について

株式会社オリカキャピタルに対して立入検査及び報告徴収を行った結果、下記のとおり、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号、以下「出資法」という。）第5条第3項に該当する事実が認められた。

本日、同社に対して、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第9号の規定に基づき、平成18年9月25日から平成18年10月6日までの間、第一営業本部における業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務及び関東財務局が特に必要と認めた業務を除く。）を停止することを命じた。

### 記

同社は、金銭の貸付けに関して債務者から受領した収入印紙代、公正証書作成費用及び交通費を利息とみなしていなかったことから、出資法第5条第2項に規定する割合を超える割合による利息を受領している事例が認められた。

### （参 考）

#### 株式会社オリカキャピタルの概要

- 1 商 号 株式会社 オリカキャピタル
- 2 代 表 者 保坂 まさ美
- 3 主たる営業所 東京都港区南青山二丁目12番14号  
等の所在地 ユニマツト青山ビル7階
- 4 登 録 番 号 関東財務局長（4）第01361号
- 5 登 録 年 月 日 平成17年9月25日

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部 金融監督第5課

電話 048-600-1152

（ダイヤルイン）